

小牧市屋外広告物条例の制定について ～許可基準の概要～



小牧市 都市政策部 都市計画課
2025年 7 月 1 6 日 (水)

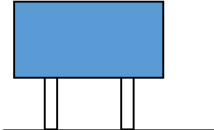
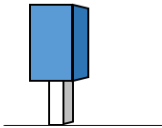
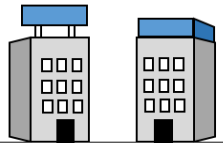
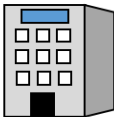
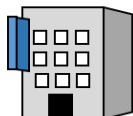
許可基準の概要

◆共通基準

1. 都市美観又は自然景観に調和し、デザイン性に優れたものにするよう努めること
2. 周囲の環境を損なわないこと
3. **原色**を過度に使用していないこと
4. 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと
5. 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと
6. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること
7. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること
8. 風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと
9. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと
10. **交通信号機、道路標識等の効用を阻害しない**こと

許可基準の概要

◆個別基準（申請の多い主なもの）

地域 広告物の種類		禁止地域	許可地域 (指定道路及び鉄道に接道する区域)		許可地域 (左記以外)	共通事項
		自家用広告物 管理用広告物	一般広告物	自家用広告物 管理用広告物		
広告板		広告表示面積 20㎡以下	別表①のとおり	広告表示面積35㎡以下		・ 地色に原則 黒色・原色 の使用不可 【別表①が適用されないもの】 ・ 高さ10m以下 ・ 脚部への広告表示不可
広告塔		広告表示面積 20㎡以下	別表①のとおり	広告表示面積50㎡以下		
屋上広告板		広告表示面積 20㎡以下	広告表示面積制限なし			【耐火・不燃構造物】 ・ 建築物の高さの2/3以下 【木造建築物】 ・ 広告表示面積20㎡以下 ・ 地上からの高さ10m以下
屋上広告塔						
壁面広告		広告表示面積 20㎡以下	【住居系の用途地域】 広告表示面積20㎡以下 【住居系の用途地域以外の地域】 広告表示面積制限なし			・ 窓、開口部をふさがないこと ・ 1壁面に同一内容のものは1個
突き出し広告		・ 1個の広告表示面積15㎡以下 ・ 道路境界から路面上に突き出す出幅は道路管理者の定める基準に適合していること（基準のない場合、1m以下） ・ 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること（基準のない場合、歩道2.5m以上、車道4.5m以上） ・ 壁面の高さを超えて設置する場合の高さは、壁面からの出幅以下 ・ 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可				

許可基準の概要

◆個別基準（申請の多い主なもの）

別表①

区分 区域・種類		幅又は長さ	地表からの高さ	広告表示面積	路端からの距離	広告物相互の間隔
A.指定区域のうち 高速自動車国道に 接続する区域	広告板	20m以下	10m以下	50㎡以下	500m以上	300m以上
	広告塔	5m以下	20m以下	50㎡以下	500m以上	300m以上
B.指定区域のうち 高速自動車国道以 外の道路及び鉄道 等に接続する区域	広告板	15m以下	10m以下	35㎡以下	100m以上	50m以上
	広告塔	3m以下	15m以下	35㎡以下	100m以上	50m以上

A.：名神高速道路、東名高速道路、中央道の路端から500m以上1,000mまでの区間

B.：国道41号の路端から100m以上1,000mまでの区間
国道155号及び名鉄小牧線の路端から1,000mまでの区間

◆個別基準（その他簡易広告物等）

地域 広告物の種類	禁止地域	許可地域 (指定道路及び鉄道に接する区域)		許可地域 (左記以外)	共通事項
	自家用広告物 管理用広告物	一般広告物	自家用広告物 管理用広告物		
アーチ	・ 広告表示面積50㎡以下 ・ 地上からの高さ10m以下 ・ 脚部の広告表示不可 ・ 下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること※ ・ 地色に原則黒色、 <u>原色</u> の使用不可				
アーケード広告	・ 広告表示面積 3㎡以下 ・ 板状、箱状の不燃構造体 ・ 下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること※ ・ 柱、軒先の広告表示不可 ・ 原則同一商店街で規格を統一				
広告幕	・ 一片の長さ15m以下、広告表示面積22.5㎡以下 ・ 建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと ・ 地色に原則黒色・ <u>赤色</u> の使用不可				
広告旗	【建築物・工作物に添加するもの】 ・ 横0.45m以下、縦0.9m以下 ・ 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること※ 【のぼり旗】 ・ 横0.9m以下、縦1.8m以下 ・ 高さ3m以下 ・ 倒伏しないよう表示すること ・ 3本以上並列する場合は等間隔に並べること				
電柱広告	【塗り付けるもの・巻き付けるもの】 ・ 路面上又は地上から1.2m以上3.4m以内に表示 ・ 電柱1本当たりの総表示面積は1㎡以下 ・ 地色に原則黒色、 <u>赤色</u> の使用不可 【添加するもの】 ・ 道路上の電柱には道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける（歩道又は道路外に設置する場合又はその再加担を路面上から5m以上の高さとする場合を除く） ・ 電柱1本に1個 ・ 横0.4m以下、縦1.2m以下、電柱から垂直に0.15m離す ・ 上下端を塗装した帯鉄で取り付ける ・ 下端の路面上からの高さはその道路管理者の定める基準に適合していること※、道路外では3m以上 ・ 地色に原則黒色、 <u>赤色</u> の使用不可				
街灯柱広告	【塗り付けるもの】 ・ 町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 ・ 横0.3m以下、縦0.8m以下 ・ 下端の路面上又は地上からの高さ2.5m以上 ・ 地色に原則黒色・ <u>赤色</u> の使用不可 【添加するもの】 ・ 町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 ・ 道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける ・ 横0.45m以下、縦0.9m以下、厚さ0.15m以下 ・ 板上・箱状の不燃構造体 ・ 下端の路面上からの高さはその道路管理者の定める基準に適合していること※、道路外では3m以上 ・ 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可 ・ 地色に原則黒色・ <u>赤色</u> の使用不可				
貼紙	・ 大きさ1.5㎡以下 ・ 容易に除却できる方法で表示、全面糊付け不可				
貼札	・ 大きさ0.3㎡以下 ・ 同一壁面に2枚以下				
立看板	・ 表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 ・ 脚の長さ0.3m以下 ・ 併用広告は下端に表示 ・ 倒伏しないようにする ・ 2本以上並列する場合は等間隔に並べる				
アドバルーン	・ 掲揚高度は地上から20m以上45m以下 ・ 添加広告は幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、十分緊結する ・ 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにする ・ 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚しない ・ 掲揚、高架作業時の危険防止の措置をとる				

※基準のない場合、歩道2.5m以上、車道4.5m以上

◆適用除外基準

規制地域 又は物件 適用除外の 項目	禁止地域等	禁止物件	許可地域 (左記以外)
自家用広告物	A. 低層住居専用地域 <許可不要> ・表示面積 10㎡以下 ・赤色ネオン、管露出ネオン、点滅電飾設備不可 ・建築物棟上は不可 ・特定の商品名等の誇張表示不可 ・蛍光塗料の使用不可 ・共通許可基準、個別許可基準に適合 B. 上記以外の地域 <許可不要> ・表示面積 10㎡以下 ・特定の商品名等の誇張表示不可 ・蛍光塗料の使用不可 ・共通許可基準、個別許可基準に適合 C. 上記の基準に適合しない場合 <要許可> ①低層住居専用地域 ・表示面積 20㎡以下 ・その他は上記 A と同様 ②①以外の地域 ・表示面積 20㎡以下 ・その他は上記 B と同様	表示・設置不可	<許可不要> ・表示面積 20㎡以下 (住居系用途地域では 10㎡以下) ・特定の商品名等の誇張表示不可 ・蛍光塗料の使用不可 ・共通許可基準、個別許可基準に適合
管理用広告物	<許可不要> ・表示面積 3㎡以下 ・共通許可基準に適合 ・広告板等の脚部の表示不可 ・壁面広告で窓、開口部をふさがない ・突き出し広告の個別基準に適合	表示・設置不可	<許可不要> ・表示面積 3㎡以下 ・共通許可基準に適合 ・広告板等の脚部の表示不可 ・壁面広告で窓、開口部をふさがない ・突き出し広告の個別基準に適合
工事現場の板塀類に表示する広告物	<許可不要> ・工事期間中の表示に限る ・宣伝の用に供しない	表示・設置不可	<許可不要> ・工事期間中の表示に限る ・宣伝の用に供しない
電柱・街灯柱広告	表示・設置不可	<許可不要> ・共通許可基準、電柱・街灯柱広告の個別許可基準に適合	<要許可> ・共通許可基準、電柱・街灯柱広告の個別許可基準に適合
送電鉄塔等・ガスタンク類の自家用広告物	表示・設置不可	<許可不要> ・表示面積 10㎡以下 ・共通許可基準に適合 ・1壁面に同一内容 1個	<要許可> ・共通許可基準、個別許可基準に適合
ガスタンク類に表示する広告物	表示・設置不可	<許可不要> ・周囲の景観と調和させる ・宣伝の用に供しない	<要許可> ・共通許可基準、個別許可基準に適合
政治活動広告物	<許可不要> ・設置主体は政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定による届出をした政治団体 ・低層住居専用地域、道路・鉄道の禁止区間とその接続区域に限る ・表示期間は 3ヵ月以内 ・期間の始期、終期の明示 ・設置者等の氏名、連絡先の明示 ・共通許可基準に適合 ・簡易広告物に限り、個別許可基準に適合	表示・設置不可	<許可不要> ・設置主体は政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定による届出をした政治団体 ・表示期間は 3ヵ月以内 ・期間の始期、終期の明示 ・設置者等の氏名、連絡先の明示 ・共通許可基準に適合 ・簡易広告物に限り、個別許可基準に適合
公益施設等に表示する寄贈者名等	<許可不要> ・表示面積は施設等の外郭線の 1/3 以下かつ 0.5㎡以下 ・1施設等に 1個 ・共通許可基準に適合 ・広告板等の脚部の広告表示不可 ・地色に原則黒色・原色の使用不可 ・突き出し広告の個別許可基準の適合 ・街灯柱広告の個別許可基準に適合		

許可基準の概要

◆色彩基準

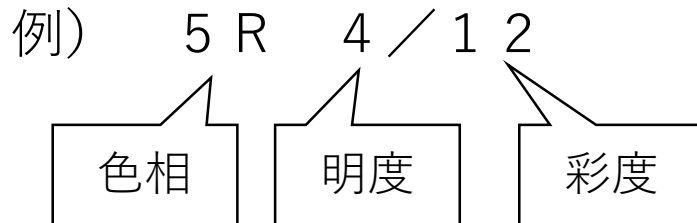
○マンセル表色系とは

色相、明度、彩度の3つの要素の組み合わせにより、一つの色彩を表現

- ・色相：赤や緑、青といった「色合い」
- ・明度：「色の明るさ（明暗）」の度合い
- ・彩度：「色の鮮やかさ」の度合い
- ・無彩色とは、色相、彩度（0）がなく、明度のみがあるもの

○マンセル値とは

色相を1～10の数字と記号（赤はR、青はB、黄はYなど）で示し、明度を0～10の数字、彩度を0（無彩色）～14の数字で表す



許可基準の概要

◆色彩基準

マンセル表色系を用いて、色彩の基準について定めます。

①共通基準、個別基準における色の定義

地色	全体の割合に関係なく背景の部分の色
黒色	色相が、なし（無彩色（N））で、明度が3を超えないもの
原色	色相が、赤（R）・青（B）・黄（Y）で、彩度が12を超えるもの
赤色	色相が、赤（R）で、彩度が12を超えるもの

②景観重点地区（やすらぎみち）における基準

（条文）**彩度の低い色彩**を表示面積の1/2以上使用すること



- ・色相が、赤（R）及び橙（YR）については彩度6以下
- ・色相が、黄（Y）については彩度4以下
- ・色相が、その他の色については彩度2以下

許可基準の概要

◆色彩基準

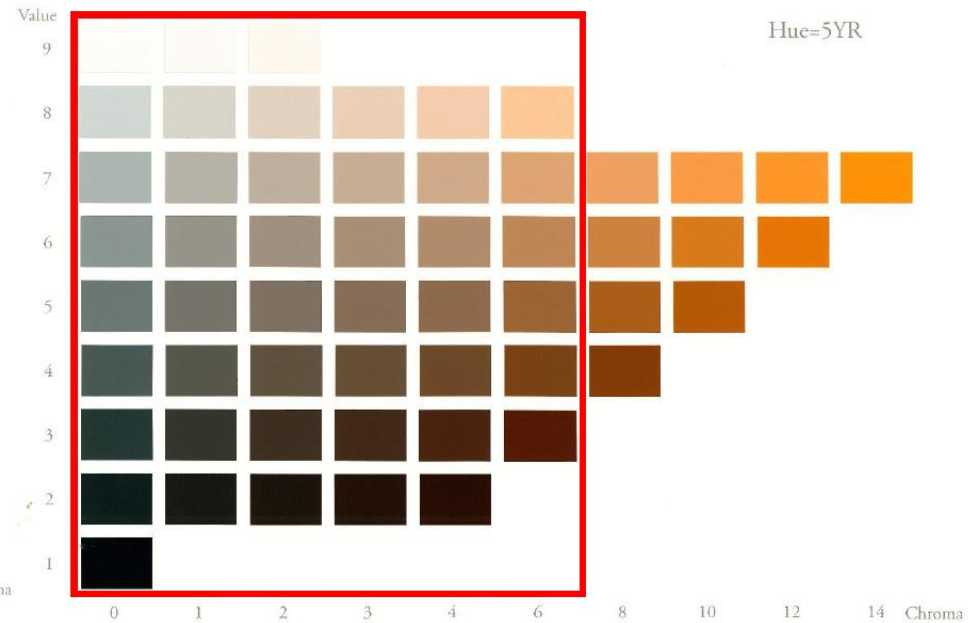
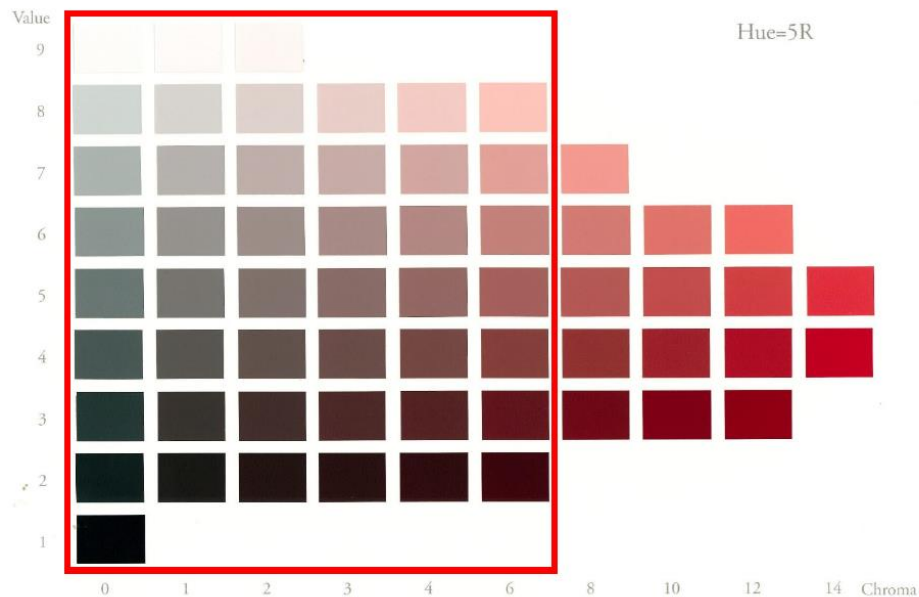
色相環



許可基準の概要

◆色彩基準

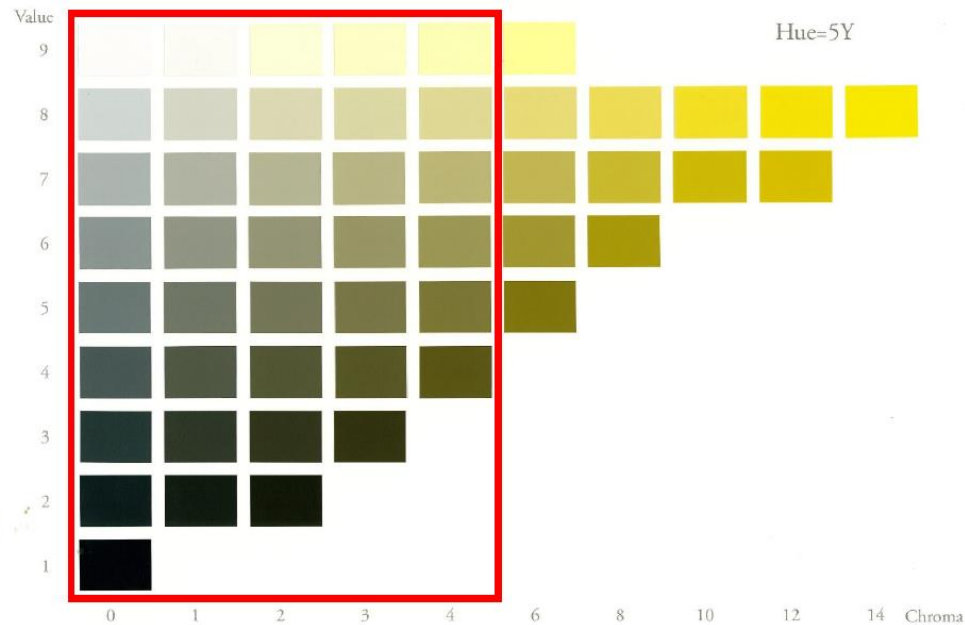
- ・色相が、赤（R）及び橙（YR）については彩度 6 以下



許可基準の概要

◆色彩基準

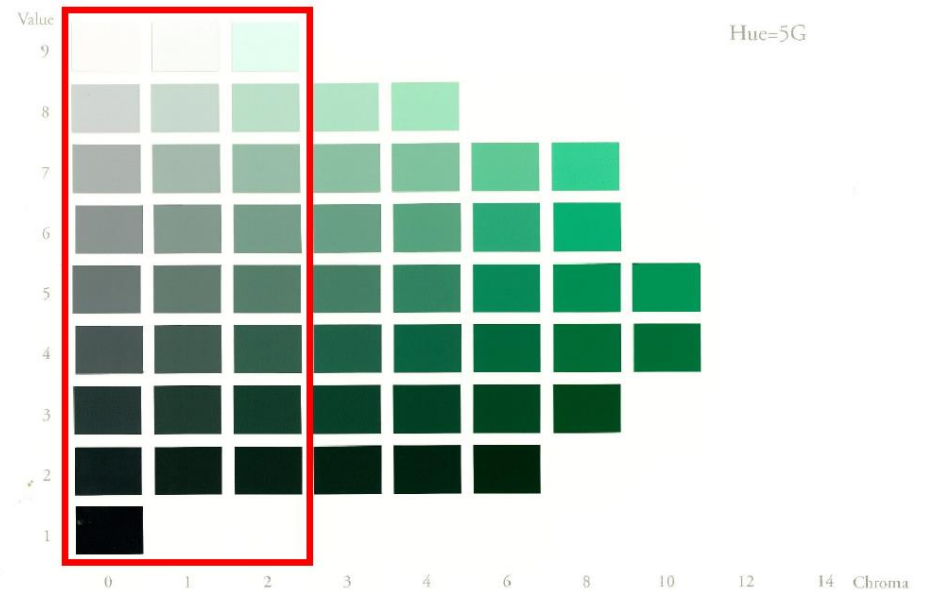
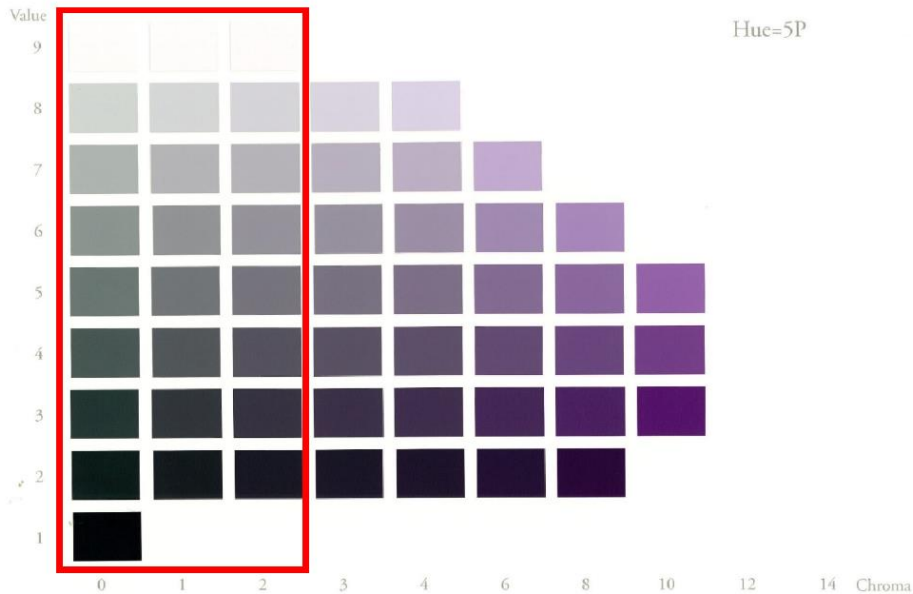
- ・色相が、黄（Y）については彩度4以下



許可基準の概要

◆色彩基準

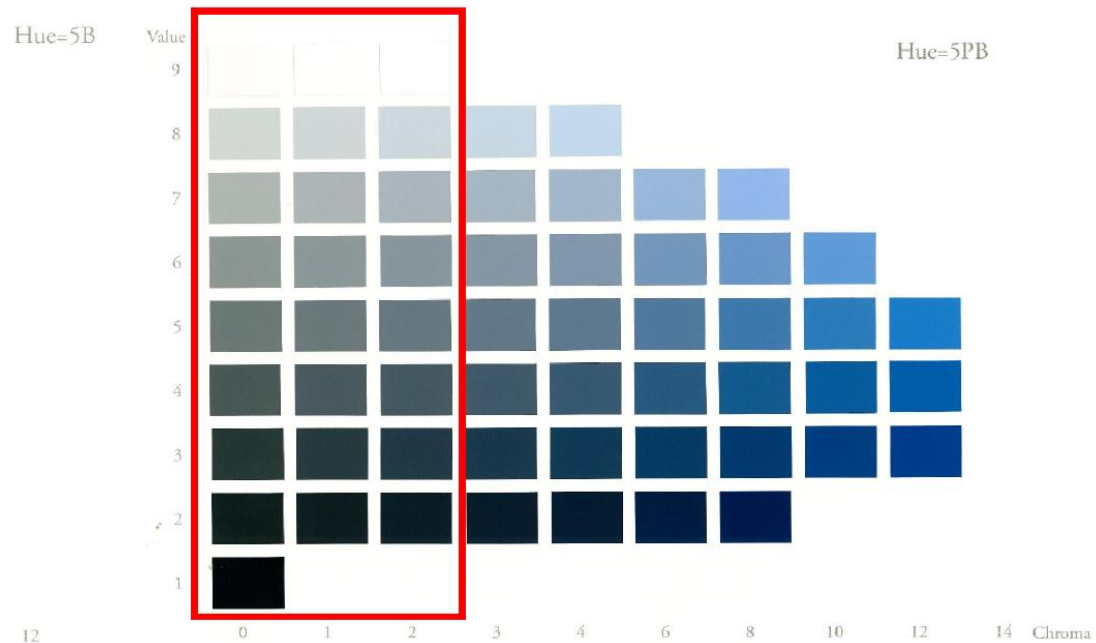
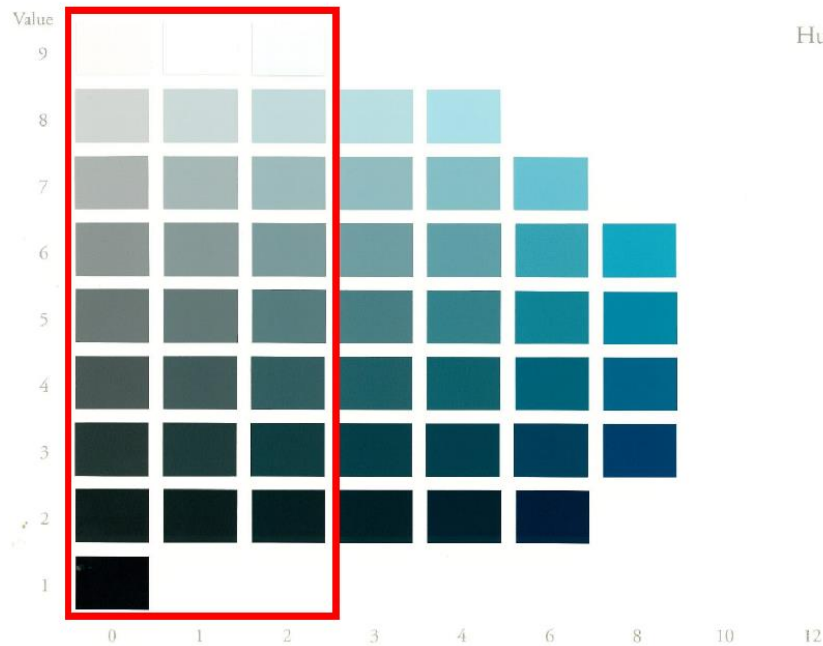
- ・色相が、その他の色については彩度 2 以下



許可基準の概要

◆色彩基準

- ・色相が、その他の色については彩度 2 以下



許可基準の概要

◆デジタルサイネージ等の基準

共通基準中、

10. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと



電光ニュース・デジタルサイネージ等の電光表示その他を利用して動画の表示等を変えて表示を行うことができる広告について、

- ・表示面が交通信号機から5メートル以上離れていること
(運転者、歩行者の視点から交通信号機の視認性の低下がない場合を除く)

<参考>

○制定に向けたスケジュール

年月	内容
令和7年5月29日	第1回景観審議会
令和7年7月16日	第2回景観審議会
令和7年8月～9月	パブリックコメント
令和7年10月上旬	第3回景観審議会
令和7年12月	条例公布
令和8年4月1日～	条例施行